

資格証明書

11月2日から不動産登記申請に添付していた**資格証明書**の取扱いが**変更**されました。

登記申請人が会社などの法人である場合は、その代表者の資格を証明するために、発行後3ヶ月以内の資格証明書を添付する必要がありました。

しかし、会社法人の登記情報は全国どこの法務局でも確認することができるため、**原則として資格証明書の添付が不要**になりました。

今後は、**資格証明書に代えて会社法人等番号を記載**することになります。ただし、発行後1ヶ月以内の資格証明書を添付した場合は、会社法人等番号を記載しなくても良いとされています。

なぜ、但書で1ヶ月以内の資格証明書の添付による例外規定があるかというと、当該会社法人が目的変更登記や商号変更登記などを行っている間は、会社法人登記記録がロックされて閲覧できない状態になってしまうため、会社法人の登記が完了するまで不動産登記も完了できず処理が遅くなってしまうからです。

その他、会社法人の住所証明書や変更証明書の添付省略についても取扱いの変更があります。

ご不明な点がございましたら、当事務所にお問い合わせください。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

